

吸収分割に関する事前開示事項
(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面)

2025 年 5 月 30 日

東京都港区芝五丁目 7 番 1 号
日本電気株式会社
取締役代表執行役社長 森田 隆之

当社は、NE S I Cホールディングス株式会社（本店所在地：東京都港区芝浦三丁目 9 番 1 4 号。以下「本承継会社」といいます。）との間で 2025 年 5 月 15 日付で締結した吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）に基づき、当社の所有するNE Cネクサソリューションズ株式会社（以下「NE Cネクサソリューションズ」といいます。）の全株式及びNE Cネッツエスアイ株式会社（以下「NE Cネッツエスアイ」といいます。）の全株式を本承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことといたしました。本吸収分割に関し、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める事項は以下のとおりです。

1. 吸収分割契約の内容（会社法第 782 条第 1 項第 2 号）
別紙 1 のとおりです。
2. 吸収分割の対価についての定めがないことの相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 1 号イ）
本吸収分割に際しては、本承継会社は吸収分割会社である当社に対して本承継会社の株式その他の財産の交付を行いませんが、本承継会社は当社の完全子会社であることから、当該対価の不交付は相当であると判断しております。
3. 新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 3 号）
該当事項はありません。
4. 吸収分割承継会社の計算書類等に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 4 号）
 - (1) 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容
別紙 2 のとおりです。
 - (2) 吸収分割承継会社の成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。

- (3) 吸収分割承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象
該当事項はありません。

5. 吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象（会社法施行規則第 183 条第 5 号イ）

- (1) 当社は、NEC ネットエスアイと、2025 年 3 月 4 日開催の同社の臨時株主総会決議に基づいて行われた同社の普通株式の併合（2025 年 3 月 25 日効力発生）により生じた当該普通株式の端数の合計数（ただし、会社法第 235 条第 1 項に基づき、1 株に満たない端数は切り捨て）に相当する数である普通株式 1 株を、会社法第 235 条第 2 項により準用する同法第 234 条第 2 項に基づく当該普通株式の任意売却に係る裁判所の許可決定（以下「任意売却許可決定」といいます。）が得られることを条件として、当社が NEC ネットエスアイから 1,682 億 946 万 7,800 円（ただし、NEC ネットエスアイへの支払額は、当社が保有している当該普通株式の端数の代金相当分を相殺した 1,282 億 9,085 万 6,100 円）で買い受けることに関して、2025 年 4 月 2 日付で、株式譲渡契約書を締結しました。

その後、NEC ネットエスアイが裁判所より任意売却許可決定を 2025 年 4 月 23 日付で得ましたので、当社は、同日付で上記普通株式 1 株を譲り受けました。

- (2) 当社は、NEC ネクサソリューションズと、当社の SME 事業（中堅中小企業向け事業及び中小自治体における職員向け業務支援、住民向けサービスを提供する事業をいいます。）を吸収分割により NEC ネクサソリューションズに対して承継させることに関して、2025 年 4 月 22 日付で、吸収分割契約書を締結しました。この吸収分割の効力発生日は、2025 年 7 月 1 日を予定しています。

- (3) 当社は、2025 年 5 月 23 日に、当社が設定している退職給付信託の一部である 1,400 億円について返還を受けました。これに伴い、2026 年 3 月期の個別業績において、特別利益として退職給付信託返還益 527 億円を計上する見込みです。

6. 吸収分割の効力発生日以後における債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 6 号）

- (1) 吸収分割会社である当社の債務の履行の見込みについて

当社の貸借対照表における資産の額は負債の額を上回っております。また、本吸収分割後においても、当社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。さらに、本吸収分割後に当社の債務の履行に支障を及ぼすような事象は現在のところ予想されておりません。従って、当社の負担する債務については、本吸収分

割の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断いたします。

- (2) 吸収分割承継会社である本承継会社が吸収分割会社である当社から承継する債務の履行の見込みについて
本吸収分割に際して、本承継会社は当社から債務を承継しないため、該当事項はありません。

以 上

別紙 1 吸収分割契約書

(次頁以降に添付)



吸収分割契約書

日本電気株式会社（以下「甲」という。）及びNESICホールディングス株式会社（以下「乙」という。）は、甲がその事業に関して有する第1条に記載の資産を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）に関し、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（本吸収分割）

甲は、本契約の規定に従って、吸収分割の方法により、甲が保有するNECネクサソリューションズ株式会社及びNECネットエスアイ株式会社の全株式を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条（当事者の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、次に掲げるとおりである。

（甲）吸収分割会社

商号：日本電気株式会社

住所：東京都港区芝五丁目7番1号

（乙）吸収分割承継会社

商号：NESICホールディングス株式会社

住所：東京都港区芝浦三丁目9番14号

第3条（本吸収分割により承継する権利義務）

乙は、本吸収分割により、甲から、甲が本効力発生日の前日の終了時において保有するNECネクサソリューションズ株式会社の全株式（1,630,000株）及びNECネットエスアイ株式会社の全株式（3株）を承継し、他の権利義務は承継しない。

第4条（本吸収分割に際して交付する株式及び金員等）

乙は、本吸収分割に際して、甲に対し、金銭等の対価を交付しない。

第5条（増加する資本金及び準備金の額）

本吸収分割により、乙の資本金及び準備金は増加しない。

第6条（効力発生日）

1. 本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2025年7月1日とする。但し、本吸収分割の手續の進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲乙協議の上合意することにより、本効力発生日を変更することができる。
2. 本吸収分割の効力は、甲及びNECネクサソリューションズ株式会社の間の2025年4月22日付吸収分割契約書に基づく吸収分割の効力が発生することを条件として生じる。

第7条（株主総会決議）

1. 甲は、会社法第784条第2項の規定に基づき、会社法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本吸収分割を行うものとする。
2. 乙は、会社法第796条第1項の規定に基づき、会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本吸収分割を行うものとする。

第8条（本吸収分割の条件の変更及び本契約の解除）

本契約の締結日から本効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合は、甲乙協議の上合意することにより、本吸収分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第10条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本吸収分割に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上これを定める。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、各当事者がそれぞれ署名又は記名押印の上、各1通を保有する。

2025年5月15日

甲： 東京都港区芝五丁目7番1号
日本電気株式会社
取締役代表執行役社長兼CEO 森田 隆之



乙： 東京都港区芝浦三丁目9番14号
NESICホールディングス株式会社
代表取締役 大久保 智史



別紙 2 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

貸借対照表

2025 年 5 月 14 日時点

会社名：NESICホールディングス株式会社

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
現金及び預金	10,000,000 円	資本金	10,000,000 円
合計	10,000,000 円	合計	10,000,000 円